

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和元年11月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和元年11月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	岡村	昇
2番	平松	和憲
4番	花井	豊彦
5番	山田	徳仁
6番	藤井	保之
8番	大橋	光則
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

3番	伊藤	正人
7番	岡村	なつ枝

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

白木	斉
佐藤	義博
伊藤	敏則
伊藤	浩二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員	平松	孝浩
事務員	多賀	達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長	平松	孝浩
------	----	----

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	非農地証明願について
議案第3号	農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

今日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、伊藤正人委員と岡村 なつ枝委員の2名です。

よって出席委員は、農業委員7名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、平松 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、平松 事務局長 よろしくお願い致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、山田徳仁委員、花井豊彦委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 農用地利用集積計画について

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件につきましては、申請は田 ■■■■㎡で申請件数が1件です。

事項書3ページの1番の所有権移転は、■■■■、地目 田、地積 ■■■■㎡の1筆です。譲渡人は■■■■、譲受人は■■■■

です。

農地法第3条については、別で配布しました「令和元年11月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっていることから、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、所有地の自作地が ㎡で、貸付地が ㎡で、全て田となっています。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物は田で全て水稲です。

機械の所有状況は、

です。

農作業に従事する者としては、36年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、母と妻の2名で農作業経験もあり、申請地までの距離は徒歩で1分以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

農作業に従事する者の氏名は：、主たる職業：、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数：日、主たる職業：、権利取得者との関係：妻、農作業への年間従事日数は日、主たる職業：、権利取得者との関係：母、農作業への年間従事日数は日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないこととなります。

5-1 権利取得後における経営面積は、 ㎡です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の5ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出

来ないこととなります。

「取得する農地はこれまでも水田として利用されており、取得後も同様に水田として利用する為周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。万一、周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決する。」としています。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましても、「地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。

地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従います。」としています。

以上1番の所有権移転につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続きまして事項書の4ページ「議案第2号 非農地証明願について」説明致します。

本件の申請地は、畑、 \blacksquare ㎡の総数2筆です。この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地について、既に20年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

5ページの1番については、 \blacksquare 、地目 畑、地積 \blacksquare ㎡と \blacksquare 、地目 畑、地積 \blacksquare ㎡の2筆であります。土地の所有者は \blacksquare の \blacksquare 、利用状況は宅地(進入路及び住宅用地)となります。申請地につきましては、申請者の父親が \blacksquare にあつては昭和44年の土地改良事業後から進入路として、 \blacksquare にあつては住宅用地として使用しているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、平成10年度の固定資産税課税明細書であり、これにより非農地化されてから20年以上経過していることが確認できるものです。

以上1番につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

次に、事項書の6ページ「議案第3号 農用地利用集積計画について」についてですが、利用権の設定に係るもの貸付人7戸、借受人2戸の、筆数が \blacksquare 筆で、面積は \blacksquare ㎡です。

8ページの農用地利用集積計画から、整理番号1-1番及び1-2番の利用権の設定を受ける者は \blacksquare 、利用権の設定を行う者が \blacksquare で、地目が田の面積が \blacksquare ㎡の \blacksquare 筆、地目が畑の面積が \blacksquare ㎡の \blacksquare 筆、利用権等の存続期間、設定期間は \blacksquare 年間、作物は田が水稻、畑が野菜の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の9ページとなり、詳細中借賃の支払方法は \blacksquare となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号2番ですが、利用権の設定を受ける

者は■■■■■■■■■■、利用権の設定を行う者が■■■■■■■■■■で、地目は田の面積が■■■■■㎡の■■筆、利用権等の存続期間、設定期間は■■年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の10ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり■■■kgの物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号3番ですが、利用権の設定を受ける者は■■■■■■■■■■、利用権の設定を行う者が■■■■■■■■■■で、地目は田の面積が■■■■■㎡の■■筆、利用権等の存続期間、設定期間は■■年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の11ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり■■■kgの物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号4番ですが、利用権の設定を受ける者は■■■■■■■■■■、利用権の設定を行う者が■■■■■■■■■■で、地目は田の面積が■■■■■㎡の■■筆、利用権等の存続期間、設定期間は■■年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の12ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり■■■kgの物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号5番ですが、利用権の設定を受ける者は■■■■■■■■■■、利用権の設定を行う者が■■■■■■■■■■で、地目は田の面積が■■■■■㎡の■■筆、利用権等の存続期間、設定期間は■■年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の13ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり■■■kgの物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号6番ですが、利用権の設定を受ける者は■■■■■■■■■■、利用権の設定を行う者が■■■■■■■■■■で、地目は田の面積が■■■■■㎡の■■筆、利用権等の存続期間、設定期間は■■年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の14ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり■■■kgの物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号7番ですが、利用権の設定を受ける者は■■■■■■■■■■、利用権の設定を行う者が■■■■■■■■■■で、地目は田の面積が■■■■■㎡の■■筆、利用権等の存続期間、設定期間は■■年間、作物は水稻の新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の15ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり■■■kgの物納となります。

以上1番から7番につきまして、書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りま

すようお願いします。

[休会 午後 7時10分]

(申請書回覧)

議 長 それでは、申請書の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7時15分]

議 長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤敏則委員」をお願いします。

伊藤敏則 特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
次に農業委員の「花井豊彦委員」のご意見ををお願いします。

花井豊彦 私も伊藤推進委員と同じで問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見等なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 非農地証明願について」の「1番」及び「議案第3号 農用地利用集積計画について」の「1番」から「7番」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見等なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に

ついて」の「1番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」については、許可することにします。

次に「議案第2号 非農地証明願」についての、「1番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について非農地であることを証明することとします。

続きまして、「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後7時20分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和元年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員